

社業務の  
係より

「社保料の負担  
がきつくて2  
年前に脱退し  
健保のみ続ける任継制度を利用  
していたが、今度社保を復活する  
事に…しかし任継が切れた次の

日が無保険にな  
る、と言われた。  
なぜ?」との問合

せがありました。復活の手続きを  
お受けした当事務所は驚きまし  
た。何かの手違い?と考えまし  
た。調べていく内に意外な事が分  
かりました。社保を脱退  
する時にその月の保険

「毎年この時期、FAXで  
格付けの最新情報を送っ

てくれていたが、今年はどうなん  
だろか?」との電話を、県南のH社  
から頂きました。全く面識のない  
方からの質問でしたが、頼って頂

けるという事は  
本当に有り難い  
事です。今年は主

観点数の一つ”県工事成績”への  
配点が10~20点増えた…という  
事だけで、大きな変更はありませ  
んでした。全体の完工高が減って  
いる事への配慮はなく、県工事の  
成績だけを重視するという変則

料の負担を無くすため、脱退日を  
月末の一日前にしていたのです。  
社保は脱退=退職した日の翌日が  
資格喪失日になり、この日の属す  
る月は保険料を払わなくてよい  
事になっています。ところが、社

保の復活=適用は  
申請受理月の翌  
月1日付けにな

っていますので、直前月末の1日  
分が空白に。その日に受診する場  
合、一月分のみ国保に加入するか、  
自費で支払うかのいずれかの方

法しかないのです。何  
とかして欲しい所です。

的な改定と言わざるを  
得ません。それより最近

の実態調査の中で気になる事が  
あります。決算時、完工高を出来  
高で上げ、残りを翌期に回すとい  
う事はよくありますが、県の格付

要件に関わるよ  
うな完工高計上  
については否認

する動きが出ています。特に公共  
工事は要注意です。最後に経審の  
申請様式が変わります。7/1~の  
実調分から変更

で、6月申請の  
方は事前確認を。

社保を復活…あッ日の空白!健保が使  
えない!!?



何かおかしい出来高計上は  
今年の格付け..出来高要注意!

許可認可  
係より

この『豆ニュース』のバックナンバーを、当事務所のホームページでご覧になれます。